

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
石油製品(ガソリン・軽油)(単価契約)	平成27年4月1日	札幌地方石油業協 札幌エネルギー協	19,921,171	スタンドに向いて給油を受ける石油製品(ガソリン・軽油)については、車両運行中に燃料残量が少なくなった場合、特に災害等における緊急時に給油が必要となった際に、特定の給油所だけでは市域の広さから給油が困難となり、業務遂行に支障をきたす恐れがあること、また、給油場所によって単価が異なると支払事務の円滑な実施の妨げになることから、市内全域において同一価格で石油製品(ガソリン・軽油)の納入が可能となるような体制を整える必要がある。 このことから、市内一円に組合員を有する石油製品に係わる官公需適格組合と随意契約(特命)を行うこととする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	総務課
マイクロフィルム撮影ほか(単価契約)	平成27年4月8日	北海道複写産業(協)	3,104,000	対象の調達、撮影や複写、折り図及び製本など多数の品目の全てに対応することや、緊急に必要なことが多いことから極めて短期間のうちに納品する業務の迅速性も要求される。このため、多数の品目すべてに対応し、きわめて短期間のうちに納品するのに必要な種類及び台数の機材を保有していなければならない。 このような業務に必要な条件を満たし、履行を確保できる者は、複写関連中小企業で構成された官公需適格組合である北海道複写産業協同組合ただ一者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	総務課
札幌市水道局ボトルドウォーター「さっぽろの水」製造	平成27年5月19日	ゴールドバック株	3,811,317	市内にペットボトル水の生産ラインを所有し、かつ、本市競争入札参加資格者である飲料品製造業者は十数社あるが、いずれも、「自社製品のみを製造している」などの理由により、請負ってくれる業者は一社もない中、ゴールドバック株式会社は、本市競争入札参加資格者名簿に未登録ではあるが、恵庭市内にペットボトル自社工場を所有し、「さっぽろの水」を本単単位規模で製造することができる唯一の業者であるため、同社に発注することが妥当と判断される。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	中部料金課
平岸配水池電動流入調節弁整備修繕	平成27年4月9日	前澤工業株式会社北海道支店	5,616,000	本修繕の対象となる平岸配水池の電動流入調節弁は、前澤工業(株)が製作・納入したものであり、池の運営及び維持管理において重要な役割を果たす設備である。電動流入調節弁の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、定期的な点検整備と劣化に対する予防保全を行うことが必要であり、的確かつ迅速に経年劣化した部品の交換と整備が設備の維持管理には必要不可欠となる。弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯当たりやトルクスイッチの設定などは、そのバルブにあった調整等が必要となるため、設計・製造に関する未公開データや過去の整備データを保有している業者でなければ履行が不可能である。表記業者は、当該電動弁の製造業者であり、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	施設管理課
藻岩浄水場No.1排水池引抜弁設備整備修繕	平成27年5月25日	株守谷商会北海道支店	4,644,000	上記設備が設置されている排水池は浄水処理施設の維持管理で発生した排水を汚泥と上澄水に分離・処理するための施設である。本修繕の対象となる設備は排水池で分離された汚泥を排泥池へ送泥するための設備であり、排水池運用には必要不可欠で重要な設備である。また、排水処理が滞ることがあれば、浄水処理に影響を及ぼしかねないことになる。 本修繕は、製造元の純正品でなければ既設とは適合せず、また、機器の構造、動作システム、部品の組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと、専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。 上記業者は、対象機器の製造元である北村バルブ製造(株)(現:タイコフローコントロールジャパン(株))と、修繕に必要な機器の構造や設計データを共有し、対象機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。 以上の理由から、他の業者では施工できないため、上記業者を特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
白川第1浄水場5-8号沈澱池フロキュレータ整備修繕	平成27年5月20日	水ing株式会社北海道支店	25,704,000	本修繕の対象であるフロキュレータ設備は、凝集剤を加えた原水に攪拌エネルギーを与えてフロクの形成を促進させる浄水処理を行うために必要不可欠な重要設備である。 フロキュレータに故障等の不具合が生じると原水中の懸濁物質が十分に凝集しなくなり、浄水水質を悪化させる原因となる。 また、本設備は凝集処理のため24時間連続運転をしているので、軸受や動力伝達部に摩擦が生じるとともに、減速機や電動機は老朽化が進行している。そのため本修繕では部品交換や分解整備を行い、経年劣化した機能の回復を図るものである。 当該機器は白川浄水場各系統のフロク形成池それぞれに専用設計・製作・据付したもので、本修繕に当たっては、機器の構造など設計データを基に部品の制作・組立・試運転調整などの作業を行わなければ、機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 当該機器の設計・据付業者は株在原製作所であるが平成24年5月より関連会社である左記業者に整備等が移管されており必要な独自のデータを有している唯一の会社であるため、左記業者以外では本修繕を履行することはできない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
宮の森第2ポンプ場電動吐出弁修繕	平成27年5月21日	株在原製作所北海道支社	2,181,600	本修繕の対象となる宮の森第2ポンプ場の電動吐出弁設備は、(株)在原製作所が納入・据付したものであり、送水に関して重要な役割を果たす設備である。本修繕の対象である電動吐出弁設備の修繕において、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、的確かつ迅速に経年劣化した部品の交換が必要不可欠となる。弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯当たりやトルクスイッチの設定などは、そのバルブにあった調整等が必要となるため、設計・製造に関する未公開データを所有している業者でなければ履行が不可能である。表記業者は、当該電動吐出弁設備の製造業者であり、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	施設管理課
藤野高台ポンプ場ほかポンプ軸受整備修繕	平成27年5月21日	株在原製作所北海道支社	3,024,000	本修繕の対象となる藤野高台ポンプ場・宮の森第2ポンプ場及び西町南ポンプ場のポンプ設備は、株式会社 在原製作所が納入・据付したものであり、各施設に重要な役割を果たすポンプ設備である。ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、定期的な点検整備と劣化に対する予防保全を行うことが必要であり的確かつ迅速に経年劣化した部品の交換と整備が、設備の維持管理には必要不可欠となる。対象設備には、製造者独自の開発部品が多く、設計・製造に関する許容クリアランス等の未公開データや構造の専門知識に加え、再整備データを有している業者でなければ確かな履行が不可能である。表記業者は、当該ポンプ設備の製造業者である株式会社 在原製作所から技術データ及びポンプ設備等の保守サービスの継承を受け上記の履行条件を満たす北海道で唯一の業者であることから、特定するものとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	施設管理課

真栄ポンプ場自家発電設備整備修繕	平成27年5月27日	メタウォーター(株)北海道営業所	1,458,000	本修繕の対象となる真栄ポンプ場の自家発電設備は、富士電機システムズ株式会社が納入・据付したものであり、停電時に当該施設の全電力を担う唯一の非常用発電設備である。当該修繕では、製造メーカーの技術基準に基づいた修繕・調整・良否判断を求めており、非常用発電システムとしての機能の維持・回復を図るものである。対象機器については、業者独自の技術開発により製作したものであり、設計・製造に関する未公開データや構造の専門知識に加え、過去の整備データを継承している業者でなければ、適正な修繕や総合的な性能確認及び機能診断・劣化診断における良否判断ができず、確かな履行が不可能である。表記業者は、富士電機システムズ株式会社より保守・サービス対応等の維持管理業務を移管されている唯一の代理店で、上記の履行条件の全てを兼ね備えている業者であることから、特定するものである。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	施設管理課
柏丘ポンプ場自家発電設備整備修繕	平成27年5月28日	明電ファシリティサービス(株)北海道支店	1,036,800	本修繕の対象となる自家発電設備は、株式会社明電舎が納入・据付したものであり、柏丘ポンプ場において停電時に施設の全電力を賄う唯一の非常用発電設備である。当該修繕では、製造メーカーの技術基準に基づいた修繕・調整・良否判断を求めており、非常用発電システムとしての機能の維持・回復を図るものである。対象機器については、業者独自の技術開発により製作したものであり、設計・製造に関する未公開データや構造の専門知識に加え、過去の整備データを継承している業者でなければ、適正な修繕や総合的な性能確認および機能診断・劣化診断における良否判断ができず履行が不可能である。表記業者は、株式会社明電舎から自家発電設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、表記業者を特定することとした。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	施設管理課
西岡ポンプ場ポンプ設備整備修繕	平成27年5月29日	(株)日星電機	18,036,000	本修繕の対象となる西岡ポンプ場のポンプ設備は(株)日立製作所が納入・据付したものであり、各施設に関して重要な役割を果たすポンプ設備である。ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、定期的な点検整備と劣化に対する予防保全を行うことが必要であり、的確かつ迅速に経年劣化した部品の交換と整備が、設備の維持管理には必要不可欠となる。対象設備には、製造業者独自の開発部品が多く、設計・製造に関する許容クリアランス等の未公開データや構造の専門知識に加え、再整備データを有している業者でなければ履行が不可能である。表記業者は、製造業者である(株)日立製作所からポンプ設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから表記業者を特定することとした。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	施設管理課
西町南ポンプ場自家発電設備整備修繕	平成27年6月4日	三菱電機プラントエンジニアリング(株)東日本本部北海道支社	5,832,000	本修繕の対象となる西町南ポンプ場の自家発電設備は、三菱電機株式会社北海道支社が納入・据付したものであり、停電時に当該施設の全電力を担う唯一の非常用発電設備である。当該修繕では、製造メーカーの技術基準に基づいた修繕・調整・良否判断を求めており、非常用発電システムとしての機能の維持・回復を図るものである。対象機器については、業者独自の技術開発により製作したものであり、設計・製造に関する未公開データや構造の専門知識に加え、過去の整備データを継承している業者でなければ、適正な修繕や総合的な性能確認及び機能診断・劣化診断における良否判断ができず確かな履行が不可能である。表記業者は、三菱電機株式会社北海道支社より保守・サービス対応等の維持管理業務を移管されている唯一の代理店で、上記の履行条件の全てを兼ね備えている業者であることから、特定するものである。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	施設管理課
白川第1浄水場1-4号沈澱池ほか引抜弁整備修繕	平成27年6月4日	(株)守谷商会北海道支店	40,500,000	本修繕の対象機器は、沈澱池の凝集沈澱で堆積する汚泥を定期的に排泥するために設置している汚泥用特殊構造の偏心構造弁である。 この機器に不具合が生じ排泥作業が停止すると、沈澱池の汚泥堆積が管理値以上となり、沈降傾斜板の機能低下や沈澱水濁度の上昇など、浄水処理に大きな影響を与える重要な機器である。 本修繕は、偏心構造弁の分解整備を行い、機器の構成部品を交換、動作状況、警報時の自動復帰の確認など、総合的な試験調整を行い機器の機能の回復を図るものである。 本修繕は、製造元の純正品でなければ既設とは適合せず、また、偏心構造弁の構造、動作システム、部品の組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと、偏心構造弁の専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。 左記業者は、対象機器の製造元であるタイコフローコントロールジャパン(株)と、修繕に必要な機器の構造や設計データを共有し、対象機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。 以上により、左記業者以外では本修繕を履行することができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
白川第1浄水場1号沈澱池クラリアイヤー整備修繕	平成27年6月4日	三機工業(株)北海道支店	42,660,000	本修繕の対象機器は、凝集処理で沈澱池に堆積する汚泥を排泥ピットに掻き寄せ、引抜処理するため設置されている汚泥掻き寄せ機である。 この機器に不具合が生じ排泥処理が停止すると、沈澱池の汚泥堆積が管理値以上となり、沈降傾斜板の機能低下や沈澱水濁度の上昇など、浄水処理に大きな影響を与える重要な機器である。 本修繕は、クラリアイヤーの分解整備を行い、機器の構成部品の交換、動作状況の確認など、総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。 対象機器は、三機工業(株)北海道支店が独自の技術により設計・製作・据付したもので、本修繕実施にあたっては、機器の構造など設計データを基に部品の製作・組立・試運転調整などの作業を行わなければ、機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 左記業者は、当該機器の設計・製作及び据付を実施した業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所持している唯一の業者である。 以上より、左記業者以外では本修繕を履行することはできない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
白川第1・2浄水場ろ過池表洗弁整備修繕	平成27年6月8日	(株)栗本鐵工所北海道支店	19,440,000	本修繕の対象機器は、浄水処理を行なうろ過池に設置している表洗弁で、ろ過工程により砂層上部に抑留する濁質を除去するため、洗浄水を流入させる機器である。 対象機器はろ過池洗浄システムの一部になっているため故障が発生すると対象ろ過池の洗浄ができなくなり、最終的には浄水処理停止となる重要な機器である。 本修繕は、経年劣化した部品の交換や分解整備を行った後、機器の動作状況などの試験調整を行い、機能の回復を図るものである。 本修繕で使用する交換部品は製作当時の設計図を元に、他の部分の磨耗状態、経年変化等を考慮して製作する必要があるため、設計データを保有していない者が実施することは不可能である。当該機器の設計・製作業者である、左記業者が本修繕において必要な設計データを保有している唯一の会社であるため左記業者でなければ本修繕を行うことは出来ない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
西野浄水場No.3・4フロキュレータ整備修繕	平成27年6月11日	(株)水機テクノス札幌営業所	1,058,400	西野浄水場のフロキュレータ設備は、凝集剤を注入した原水中にフロックを形成するために必要な攪拌エネルギーを与える設備であり、浄水処理には必要不可欠な重要な機器である。 本修繕は、フロキュレータ駆動部の分解点検整備、消耗部品等の交換並びに水中部の点検、組立後の運転調整及び性能確認作業により総合的な機能回復を行い、機器の故障を未然に防ぐための予防保全を図るものであり、浄水処理に支障が無いよう正確・迅速に実施する必要がある。 本機器は水道機工(株)が設計・製造及び設置したものであるが、整備に必要な技術、資料については製造メーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、製造メーカーもしくはその業務の指定を受けた代理店でなければ整備することが出来ない。本修繕後の試運転や性能確認など総合的な調整が必要なことから水道機工(株)の保守・代理店である上記業者以外では行うことができない。 以上の理由から、上記業者を特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
滞納整理に係る上下水道料金オンラインシステム変更開発業務	平成27年4月24日	日本ユニシス(株)北海道支店	124,092,000	本業務は、平成24年4月1日施行の札幌市債権管理条例に沿った水道料金債権の管理に対応するため、現行の滞納整理に係る上下水道料金オンラインシステムを変更開発し、収納用ハンディターミナルの新規導入を行うものである。 当該システムは、本局固有の運用基準に基づく大規模かつ複雑な仕様から構築されており、本業務の履行にあたっては、本システムを運用しながらの作業となるため、当該システムに関する仕様等を十分に理解していなければならない。 契約相手方は当該システムの製造、納入及び保守管理業務を行っており、当該システムの著作権も有していることから、上記業者以外では、本業務を履行することはできない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当)	営業課
水道メーター検針等業務(白石区及び厚別区)(単価契約)	平成27年4月27日	(株)ジェネッツ	137,037,005	本業務は、直接市民と接する機会が多く、給水装置等に関する知識や苦情処理等の対応力が必要なことから、業務の履行にあたっては、適切な人員を確保するなどによる、業務の不断かつ確実性が求められる。 本市は、積雪寒冷地という地域特性により、水道メーターの埋設深度(他都市は15cm～30cm、本市は約65cm)が他都市と比較して深いため、指針確認の困難性が高く、また、冬期間には積雪等のため認定請求するケースが多く、このため、雪解け後に認定請求の精算を行い、使用水量に変動がある場合などは、漏水調査等の特殊な業務が必要となっている。 これらの状況から、市民サービスの低下を招くことなく、本業務を安定履行するため、金額のみならず、業務履行能力など総合的な評価による事業者の選定が必要ことから、公募型プロポーザル方式により受託事業者候補者を選定した。 以上のことから、本プロポーザルの受託事業者候補者である、左記業者と随意契約するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	営業課
水道メーター検針等業務(豊平区及び清田区)(単価契約)	平成27年4月22日	北ガスサービス(株)	132,756,783	本業務は、直接市民と接する機会が多く、給水装置等に関する知識や苦情処理等の対応力が必要なことから、業務の履行にあたっては、適切な人員を確保するなどによる、業務の不断かつ確実性が求められる。 本市は、積雪寒冷地という地域特性により、水道メーターの埋設深度(他都市は15cm～30cm、本市は約65cm)が他都市と比較して深いため、指針確認の困難性が高く、また、冬期間には積雪等のため認定請求するケースが多く、このため、雪解け後に認定請求の精算を行い、使用水量に変動がある場合などは、漏水調査等の特殊な業務が必要となっている。 これらの状況から、市民サービスの低下を招くことなく、本業務を安定履行するため、金額のみならず、業務履行能力など総合的な評価による事業者の選定が必要ことから、公募型プロポーザル方式により受託事業者候補者を選定した。 以上のことから、本プロポーザルの受託事業者候補者である、左記業者と随意契約するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	営業課
水道メーター検針等業務(西区及び手稲区)(単価契約)	平成27年4月27日	第一環境(株)	136,432,964	本業務は、直接市民と接する機会が多く、給水装置等に関する知識や苦情処理等の対応力が必要なことから、業務の履行にあたっては、適切な人員を確保するなどによる、業務の不断かつ確実性が求められる。 本市は、積雪寒冷地という地域特性により、水道メーターの埋設深度(他都市は15cm～30cm、本市は約65cm)が他都市と比較して深いため、指針確認の困難性が高く、また、冬期間には積雪等のため認定請求するケースが多く、このため、雪解け後に認定請求の精算を行い、使用水量に変動がある場合などは、漏水調査等の特殊な業務が必要となっている。 これらの状況から、市民サービスの低下を招くことなく、本業務を安定履行するため、金額のみならず、業務履行能力など総合的な評価による事業者の選定が必要ことから、公募型プロポーザル方式により受託事業者候補者を選定した。 以上のことから、本プロポーザルの受託事業者候補者である、左記業者と随意契約するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	営業課
検針業務民間委託拡大に係るHT検針システム等の変更開発業務	平成27年5月18日	日本ユニシス(株)北海道支店	3,326,400	当業務は、水道メーター検針等業務(以下、「検針業務」という。)における受託事業者の変更に伴い、HT検針システム等の機能改修などを行うものである。 本業務を遂行する条件として、複数の業務システムと密接に連携している既存システムの構成全体を十分に理解・把握していること。機能改修するプログラムを稼働中のシステムに結合する際に既存プログラムとの整合を確実に進めること。障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。 左記業者は、当該システムの製造者で、同システムの運用保守業務を行っており、同システムの著作権を有しているなど、上記条件の全てを満たす唯一の業者であることから、本業務を履行できるのは、上記業者以外にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	営業課
業務改善に係る上下水道料金オンラインシステム等の変更開発	平成27年5月29日	日本ユニシス(株)北海道支店	13,327,200	本業務は、上下水道料金オンラインシステム等における市民向け各種通知書の印字編集や業務の効率化に対応するための機能改修を行うものである。本業務を遂行する条件として、複数の業務システムと密接に連携している既存システムの構成全体を十分に理解・把握していること。機能改修するプログラムを稼働中のシステムに結合する際に既存プログラムとの整合を確実に進めること。障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。 上記業者は、当該システムの製造者で、同システムの運用保守業務を行っており、同システムの著作権を有しているなど、上記条件の全てを満たす唯一の業者であることから、本業務を履行できるのは、上記業者以外にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号)	営業課
料金系業務システムのデータベース環境統合に伴う変更開発	平成27年6月26日	日本ユニシス(株)北海道支店	20,433,600	本業務は、上下水道料金オンラインシステム及びハンディタミナル検針サブシステムにおける、平成29年4月の消費税率改定に向けた、変更開発を行うものである。本業務を遂行する条件として、複数の業務システムと密接に連携している既存システムの構成全体を十分に理解・把握していること。機能改修するプログラムを稼働中のシステムに結合する際に既存プログラムとの整合を確実に進めること。障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。 上記業者は、当該システムの製造者で、同システムの運用保守業務を行っており、同システムの著作権を有しているなど、上記条件の全てを満たす唯一の業者であることから、本業務を履行できるのは、上記業者以外にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号)	営業課
南沢第3配水池耐震改修工事に係る仮設材等維持管理業務	平成27年4月1日	(株)田中組	1,458,000	平成26年度施工「施設整備事業の内配水施設 国庫補助事業 南沢第3配水池耐震改修工事その1」にて設置した仮設材(仮囲い、仮設ゲート、敷鉄板)は、配水池の保安上、工事竣功後も引き続き存置する必要があり、「平成26年度札幌市土木工事精算要領及び資料」に基づき、後発工事までの期間、存置した仮設材の賃借料及び維持管理について、当該工事の請負業者を特定し委託した。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に該当)	計画課

平成27年度水道幹線工事に伴う交通規制広報業務	平成27年4月15日	(一財)北海道交通安全協会	1,231,200	<p>本業務は、本局が行う水道幹線工事に伴う交通規制や迂回路等を設定し、運送事業者等に事前周知を行うものであり、以下の条件を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通規制及び、迂回路の設定に際し専門的知識と経験を有している。</li> <li>2. 北海道警察本部及び所轄警察署との協議・調整を図ることができる。</li> <li>3. 交通規制の周知を必要とする交通・運送事業者等及びその関係機関、団体等を把握している。</li> <li>4. 広報活動における実績を有している。</li> </ol> <p>当団体は道路交通安全の安全確保を目的に、交通規制に関する広報活動を行う機関として、道内で唯一、公安委員会より指定された法人であり、上記条件をすべて満たすのは当団体以外にはないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)</p>	計画課
窓口オンラインシステム請求帳票変更に伴う改修業務	平成27年5月22日	日本ユニシス㈱北海道支店	9,828,000	<p>本業務は、窓口オンラインシステム(以下、「システム」という。)から出力される請求帳票変更に伴う改修を行うものである。本業務を履行できる条件として、(1) 複数の業務システムと密接に連携している既存システムの構成全体を十分に理解・把握していること。(2) 機能改善を行うプログラムを稼働中のシステムに結合する際に、既存プログラムとの整合を確実に進めること。(3) 障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが挙げられる。当該業者はシステムの製造者として著作権を有しており、業務を履行できる条件を全て満たしている唯一の業者であることから、当該業務を履行できるのは当該業者以外にはない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)</p>	給水装置課
藻岩浄水場脱水機設備保守点検業務	平成27年6月3日	月島機械㈱札幌支店	1,890,000	<p>本業務の対象設備である藻岩浄水場脱水機設備は、浄水処理工程で発生した汚泥を加圧脱水処理するための設備で、産業廃棄物の中間処理施設に当る大変重要な設備である。本業務は、脱水処理システム全体の処理機能維持と円滑かつ効率的な運転を確保するため、脱水機設備の点検を行うものである。</p> <p>脱水機運転により発生する脱水ケーキ及び脱水ろ液は、法令(廃棄物処理法及び関連法規)で定められた基準を常に満たしていなければならない。本業務は正確に履行されなければならない。</p> <p>脱水機設備の設計・納入・据付及び運転調整は、上記業者が施工したものである。本点検業務においては、各部の微妙な動作の正否を見極められなければならない。特に動作の正確な状態の判定には、上記業者が独自の仕様で構築した一般には公開していないシステムの設計・整備技術・施工資料・調整データが必要である。</p> <p>以上のことから脱水機設備のシステムを設計・据付し、定期的に整備を手掛けている上記業者しかいない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)</p>	藻岩浄水場
白川浄水場脱水機設備保守点検業務	平成27年6月3日	月島機械㈱札幌支店	1,825,200	<p>本業務は、脱水処理設備の機能維持と円滑かつ効率的な運転を確保するために点検を行うものであり、対象設備は浄水処理工程で発生した汚泥を加圧脱水処理する産業廃棄物中間処理施設に当たる重要な設備である。</p> <p>点検は当該設備の制御が正しく行われているか機器・装置の動作の良否を正確に見極める必要がある。</p> <p>上記業者は、当該設備を設計・製造及び据付を行い、その構造、特徴、設計時の独自の技術など脱水機システムの設計データを保有し、また、竣工時より保守・整備・トラブルの対処までを一手に担っており、設備の調査・研究による改善がなされ、それらの独自の情報データも保有している唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、上記業者以外では本業務を履行することができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)</p>	白川浄水場
豊平峡ダム及び定山溪ダム水質調査業務	平成27年6月12日	㈱福田水文センター	4,266,000	<p>本業務は北海道開発局札幌開発建設部(以下、「開発局」という。)と共同で行う調査である。本局では開発局の業務委託により採水されたダム湖水について、浄水処理に影響を及ぼす項目の水質分析を委託する。既に開発局では開発局の担当分について、上記業者と契約済である。</p> <p>開発局と異なる業者へ委託した場合は、採水を独自に行う必要が出てくるため、今回の費用に採水の費用が上乗せされるが、北海道開発局と同一の業者に特定することにより採水の費用が削減できる。</p> <p>上記業者は、当該設備の測定データは、開発局と相互補完を行っている。よって同一日の同一地点においてダム湖水の採水・測定を実施しなければならないため、当該業者以外に受託可能な業者は他にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)</p>	水質管理センター
白川浄水場計装設備保守点検業務	平成27年6月25日	美和電気工業㈱札幌支店	2,592,000	<p>本業務は、白川浄水場の設備保全計画に基づき、計装設備の機能及び精度を維持するために保守点検を行うものである。本業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整(内部パラメータの調整)・良否判断を求めている。当該設備には製造メーカー独自の技術開発部分が多く、外部には公開されていない設備仕様および詳細なデータを保有している業者でなければ、機能診断における良否判定や、機器内部設定値の調整ができない。上記業者は、当該設備の製造メーカーである横河電機㈱から技術・データ及び保守サービス業務の継承を受けた道内唯一の業者であることから、そのノウハウを始め当該設備に関する構成・構造などに精通している。また、当該設備は浄水処理工程上必要不可欠なものであり、本業務は浄水場の運転管理に支障をきたさないために、的確かつ迅速に実施する必要がある。これらのことより、上記業者以外では本業務を遂行することは不可能であるため、上記業者を特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)</p>	白川浄水場
豊水・北4幹線ほか超音波流量計点検業務	平成27年6月26日	英和㈱札幌営業所	4,320,000	<p>本業務の対象となる超音波流量計は、安定した水道供給には必要不可欠な幹線の流量を計測する機器である。当該業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整・良否判断を求めている。当該設備は、東京計器株式会社独自の技術開発により製作したものであり、設備の仕様および詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断および劣化診断における良否の判断ができない。また、総合的な調整も必要であり、他業者では計測値等の精度の確保が困難である。この点検・整備を履行できるのは、東京計器株式会社より保守整備対応を移管された唯一の代理店で、上記の履行条件の全てを兼ね備えているのは上記業者のみであることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)</p>	施設管理課
南沢第1ポンプ場ほかテレメータ設備点検業務	平成27年6月25日	菱照エンジニアリング㈱	1,836,000	<p>本業務の対象となるテレメータ設備は、菱照エンジニアリング株式会社が製作し、納入・据付したものであり、遠隔地にある機器の制御及び計測値の伝送を行うためのものであり、高圧配水施設及び配水幹線の運用に必要な不可欠な重要な設備である。当該設備は製造メーカー独自の技術開発により製作され、この設備の技術基準等は外部に公開されていない。当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整・良否判断を求めている設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び、劣化診断における良否の判断ができない。また、論理部の良否は技術力や判断力を必要とし他業者では的確な履行が不可能である。上記業者は、テレメータ設備の製造者であり、同社製品の販売・納入・整備・点検等を専門に行っており、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)</p>	施設管理課